

3. 上半期報告損益計算書

(単位:百万円、%)

科 目	期 別	平成15年度上半期		平成14年度上半期		平成14年度要約損益計算書	
		〔平成15年4月1日から 平成15年9月30日まで〕		〔平成14年4月1日から 平成14年9月30日まで〕		〔平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで〕	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
経 常 収 益		2,232,344	100.0	2,560,155	100.0	5,224,036	100.0
保 険 料 等 収 入		1,626,469		1,768,953		3,562,109	
(うち 保 険 料)		(1,626,294)		(1,768,723)		(3,561,159)	
資 産 運 用 収 益		471,446		374,238		959,872	
(うち 利息及び配当金等収入)		(295,090)		(304,295)		(622,859)	
(うち 商品有価証券運用益)		(-)		(-)		(90)	
(うち 金銭の信託運用益)		(0)		(-)		(-)	
(うち 有価証券売却益)		(49,796)		(67,185)		(333,297)	
(うち 有価証券償還益)		(461)		(1,898)		(2,370)	
(うち 特別勘定資産運用益)		(125,420)		(-)		(-)	
そ の 他 経 常 収 益		134,427		416,963		702,054	
(うち 責任準備金戻入額)		(-)		(253,592)		(328,512)	
経 常 費 用		2,103,037	94.2	2,516,896	98.3	5,089,876	97.4
保 険 金 等 支 払 金		1,535,593		1,659,334		3,290,296	
(うち 保 険 金)		(446,901)		(515,196)		(1,031,114)	
(うち 年 金)		(104,479)		(99,282)		(255,901)	
(うち 給 付 金)		(291,992)		(354,291)		(667,729)	
(うち 解 約 返 戻 金)		(540,592)		(529,014)		(992,785)	
(うち そ の 他 返 戻 金)		(151,034)		(160,950)		(341,494)	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		31,420		7,309		15,204	
(うち 責任準備金繰入額)		(24,756)		(-)		(-)	
資 産 運 用 費 用		126,430		412,407		870,775	
(うち 商品有価証券運用損)		(-)		(127)		(-)	
(うち 金銭の信託運用損)		(-)		(28,784)		(26,932)	
(うち 有価証券売却損)		(43,668)		(31,550)		(117,220)	
(うち 有価証券評価損)		(2,137)		(117,353)		(373,519)	
(うち 有価証券償還損)		(681)		(167)		(485)	
(うち 金融派生商品費用)		(34,078)		(196)		(164)	
(うち 特別勘定資産運用損)		(-)		(185,233)		(246,530)	
事 業 費 用		211,534		219,833		458,698	
そ の 他 経 常 費 用		198,059		218,012		454,901	
経 常 収 支 残 高		129,306	5.8	43,258	1.7	*1 134,159	2.6
特 別 利 益		19,626	0.9	6,720	0.3	65,319	1.3
特 別 損 失		81,029	3.6	20,589	0.8	131,960	2.5
税 引 前 半 期 収 支 残 高		67,904	3.0	29,390	1.1	*2 67,518	1.3
法 人 税 及 び 住 民 税		10,013	0.4	7,166	0.3	667	0.0
法 人 税 等 調 整 額		-	-	-	-	10,740	0.2
再 評 価 差 額 金 取 崩 額		2,589	0.1	1,813	0.1	18,258	0.3
半 期 収 支 残 高		60,480	2.7	20,410	0.8	*3 75,292	1.4

(注) *1 平成14年度決算における経常利益を記載しました。

*2 平成14年度決算における税引前当期剰余を記載しました。

*3 平成14年度決算における当期末処分剰余金を記載しました。

上半期報告貸借対照表及び上半期報告損益計算書作成の基本となる事項

平成 15 年 度 上 半 期	平成 14 年 度 上 半 期
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等(国内株式は9月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外(建物付属設備、構築物及び動産)については定率法により行っております。減価償却費は、9月末の減価償却対象資産に対する年間償却見積額を期間按分する等の方法により計上しております。</p> <p>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準を準用して、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 商品有価証券 商品有価証券の評価は、9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外(建物付属設備、構築物及び動産)については定率法により行っております。減価償却費は、9月末の減価償却対象資産に対する年間償却見積額を期間按分する等の方法により計上しております。</p> <p>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準を準用して、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上</p>

債権額から直接減額しており、その金額は 24,874 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に従い、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当上半期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4) 土地買戻損失引当金

土地買戻損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、(財)民間都市開発推進機構に売却した土地について、将来の土地の買戻しに伴い発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、取引所の相場のない有価証券等の評価について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(6) 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、9月末の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付については為替の振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動および時価変動を比較する比較分析によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当上半期に費用処理しております。

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示 第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純

しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上しております。

破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 31,698 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に従い、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当上半期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、商法第287条ノ2の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4) 証券取引責任準備金

証券取引責任準備金は、証券取引法第51条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式および関連会社株式は除く)は、9月末の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付については為替の振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動および時価変動を比較する比較分析によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当上半期に費用処理しております。

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示 第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

<p style="text-align: center;">保険料式</p> <p>10. 法人税及び住民税 当上半期報告における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、法人税及び住民税に含めて計上しております。</p> <p>11. 半期収支残高 諸準備金の繰入および戻入につきましては見積額等の簡便な計算を行っていますので、当上半期損益計算における収益と費用の差額は半期収支残高として示しております。</p>	<p>10. 法人税及び住民税 当上半期報告における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は、法人税及び住民税に含めて計上しております。</p> <p>11. 半期収支残高 諸準備金の繰入および戻入につきましては見積額等の簡便な計算を行っていますので、当上半期損益計算における収益と費用の差額は半期収支残高として示しております。</p> <p>(追加情報) 商法施行規則(平成14年法務省令第22号)の制定により、当上半期末における上半期報告貸借対照表の資本の部については、商法施行規則に準じて作成しています。</p>
---	---

平成 15 年度上半期末	平成 14 年度上半期末	平成 14 年度末
<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、652,507 百万円であります。</p> <p>2. 担保に供されている資産の額は 182,716 百万円であります。また、担保付き債務の額は 101 百万円であります。</p> <p>3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、538,619 百万円であります。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、52,247 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下の通りであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は 3,003 百万円、延滞債権額は 41,743 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 1,079 百万円、貸付条件緩和債権額は 6,420 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は 13,414 百万円、延滞債権額は 11,459 百万円それぞれ減少しております。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計</p>	<p>1. 不動産および動産の減価償却累計額は、691,643 百万円であります。</p> <p>2. 担保に供されている資産の額は 117,534 百万円あります。また、担保付き債務の額は 151 百万円あります。</p> <p>3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、630,565 百万円あります。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、70,898 百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下の通りであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は 4,614 百万円、延滞債権額は 54,204 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 1,022 百万円、貸付条件緩和債権額は 11,057 百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は 17,629 百万円、延滞債権額は 14,068 百万円それぞれ減少しております。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計</p>	<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、686,865 百万円あります。</p> <p>2. 担保に供されている資産の額は 191,949 百万円あります。また、担保付き債務の額は 133 百万円あります。</p> <p>3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、388,407 百万円あります。</p> <p>4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、60,522 百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下の通りであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は 3,541 百万円、延滞債権額は 48,864 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 981 百万円、貸付条件緩和債権額は 7,134 百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は 13,298 百万円、延滞債権額は 13,353 百万円それぞれ減少しております。</p> <p>5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計</p>

<p>上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 再評価を行った事業用土地の当上半期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 83,908 百万円 <p>6. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 130,000 百万円及び債券貸借取引に伴う担保金 544,210 百万円が含まれております。</p>	<p>上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 再評価を行った事業用土地の当上半期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 49,986 百万円 <p>6. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000 百万円及び債券貸借取引に伴う担保金 531,754 百万円が含まれております。</p> <p>7. 保険業法第60条の規定により基金を80,000 百万円新たに募集いたしました。</p>	<p>上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 77,770 百万円 <p>6. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000 百万円が含まれております。</p>
--	--	--